

令和3年度八幡おうえん飲食券 取扱店登録申請書

令和3年 月 日

八幡市長 堀口 文昭 様

令和3年度八幡おうえん飲食券取扱店募集要項に基づき、取扱事業所になることを申請します。
 また、反社会的勢力（暴力団等）に該当しないこと、暴力的な要求行為等を行わないことを表明・確約します。
 （登録後、上記に該当することが判明した場合は、取扱店の許可を取り消します）
 ※各種資料等の郵送先は、所在地欄の郵送先□に☑印を記載してください。

【事業所・本社】

事業所名	フリガナ	代表者名	フリガナ
	〒 -		
郵送先 <input type="checkbox"/>	所在地	フリガナ	
電話/FAX番号	- / - -		

【店舗】※所在地、電話番号・FAXは事業所・本社と同様の場合は記載不要です。

チラシ等に掲載する店舗の名称	フリガナ	店鋪種別 (☑印を記載ください)	<input type="checkbox"/> 菓子店 <input type="checkbox"/> イタリアン <input type="checkbox"/> 喫茶店 <input type="checkbox"/> パン屋 <input type="checkbox"/> フレンチ <input type="checkbox"/> 居酒屋 <input type="checkbox"/> 弁当 <input type="checkbox"/> レストラン <input type="checkbox"/> 和食 <input type="checkbox"/> 焼肉 <input type="checkbox"/> 中華 <input type="checkbox"/> ラーメン <input type="checkbox"/> 洋食 <input type="checkbox"/> お好み焼き <input type="checkbox"/> キッチンカー <input type="checkbox"/> その他 ()
	フリガナ		
郵送先 <input type="checkbox"/>	所在地	フリガナ	
店鋪電話/FAX番号	- / - -		

【持ち帰り、出前・配達で飲食券を使用できるかの可否】※リーフレットに掲載します。

①持ち帰り(テイクアウト) <input type="checkbox"/> 使用可 <input type="checkbox"/> 使用不可	②出前・配達(デリバリー) <input type="checkbox"/> 使用可 <input type="checkbox"/> 使用不可
(※①②で「使用可」の場合) 営業時間内で使用できる時間帯が <input type="checkbox"/> 限られている <input type="checkbox"/> 限られていない	

【その他遵守事項】

京都府の「新型コロナウイルス感染拡大ガイドライン推進宣言事業所」ステッカーが交付された店舗である。(キッチンカーは除く)	必ずチェック→ <input type="checkbox"/>
次のいずれかの要件を満たしている店舗である。	
・八幡市内で飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を取得し営業している。 ・食品の製造業の営業許可を取得し八幡市内で小売販売を行っている。 ・飲食店営業(自動車)許可を取得し申請者の住所が八幡市内であるキッチンカー。	必ずチェック→ <input type="checkbox"/>
取扱店募集要項取扱店資格の除外事業者ではない。	必ずチェック→ <input type="checkbox"/>
京都府から今後示されるガイドライン等に準じて営業します。	必ずチェック→ <input type="checkbox"/>
商取引なくおうえん飲食券を流通させない等、不正使用しないことを誓います。	必ずチェック→ <input type="checkbox"/>

【各種営業許可の写し】を必ず添付してください。

※第1回締切 令和3年 8月20日(金) 午後5時必着【期日時間厳守】

※上記締切後、再度リーフレットを作成し、全世帯に送付します。第1回締切後の提出は、第2回締切以降のリーフレットに掲載しますので、あらかじめご了承ください。

※第2回締切 令和3年 11月30日(火) 午後5時必着【期日時間厳守】

※本申請書をもって登録資格の確認を行ったうえ、登録します。登録の場合は登録証を発行し、登録されなかった場合は別途通知します。
 ※この申請書に記載された個人情報八幡市商工会において八幡おうえん飲食券事業に関する業務の範囲内でのみ、利用・管理・保管されます。

受付印	登録番号	備考

八幡おうえん飲食券事業取扱店募集 受託者 八幡市商工会